

不開示とした部分とその理由  
(原規規発第 18042710 号)

正誤表

誤	正
<p>171. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p> <p>(追加)</p>	<p>171. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p> <p><u>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</u></p>
<p>265. 2011年3月7日の東電からの報告についての事実関係如何【応答要領】</p> <p>(追加)</p>	<p><u>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員の電話番号については、法第5条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報では無いため、同号ただし書ハに該当せず、また同号ただし書イ及びロにも該当しないため、不開示とした。</u></p>
<p>383. 内部漏水勉強会 議事録 (案)</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の</p>	<p>383. 内部漏水勉強会 議事録 (案)</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の</p>

<p>個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>	<p>個人の<u>氏名</u>については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>
<p>391. 国際会議等海外出張報告書</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>	<p>391. 国際会議等海外出張報告書</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の<u>氏名</u>については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>
<p>449. 「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録（案）</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなる。その結果、妨害破壊行為等を企て、実行されることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。</p>	<p>449. 「トピカルレポート方式導入に関する意見を聞く会」議事録（案）</p> <p><u>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</u></p>
<p>450. 国会事故調からの発注</p> <p>左記の行政文書中、行政機関の内線番号については、公にすることにより、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。</p>	<p>450. 国会事故調からの発注</p> <p><u>(削除)</u></p>